

## よくあるご質問について

### I. 申請要件について

申請要件2の「感染症拡大防止協力金」とは、具体的にはどの制度のことを指すのか。

→一例ですが、各自治体の以下の制度が該当します。

概要として、「県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力した、各自治体で施設を運営する中小の事業者の方に対する協力金が支給される制度」が対象となります。

自治体名	名称	申請期限
仙台市	仙台市地域産業協力金	6月15日
石巻市	石巻市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	8月31日
塩竈市	塩竈市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	8月31日
名取市	名取市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	8月31日
多賀城市	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	8月31日
岩沼市	岩沼市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	6月30日
東松島市	東松島市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	7月31日
富谷市	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	8月31日
利府町	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	8月31日

(宮城県ホームページから一部抜粋。6/3時点)

そのため、国民全員が一律100,000円の給付対象となる「特別定額給付金」や、国の「持続化給付金」や仙台市における「仙台市地域産業支援金」（主に事業継続に向けた支援金）など、感染症拡大防止協力金と性質が異なる制度だけを受給している場合は、緊急給付金の支給対象にはなりません。

※「特別定額給付金」と「協力金」を両方受給している場合は、緊急給付金の支給対象になります。

事業主ではなく、従業員でも申請要件に該当するか。

→勤務する事業体が感染症拡大防止協力金を受領しており、それを証明する通知等を提出いただければ、申請要件を満たします。

「感染症拡大防止協力金」に申請予定で、まだ受領していないが、申請してもよいか。

→提出書類として、支給決定通知書（仮称）を求めています。実際に協力が給付されることが確実に、それを証明する書類が準備できるようになってから申請してください。  
（自治体に申請しても不備等で採用されない場合があるため）

## Ⅱ. 提出書類について

申請書はどのように提出すればよいか。

→事務室に直接提出してください。提出は生徒でも保護者でも結構です。  
郵送の場合は、不備書類がないことをご確認の上、封筒に「緊急給付金申請書類在中」と記入の上、特定記録又は簡易書留など配達記録が残る形で発送してください。封筒の大きさ等は問いません。

「緊急給付金申請書（本校所定）」の「1. 家計急変状況」には何を記入すればよいか。

→新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、家計にどのように影響が起きたかをできる限り具体的に記入してください。

「感染症拡大防止協力金を受領したことを証明する通知」は何を指すのか。

→自治体から郵送される支給決定通知書（仮称）が最も確実です。自治体により、通知される時期や名称は異なりますので、ご注意ください。  
従業員の場合、勤務する事業体から通知等を取得する必要があります。

「課税証明書（非課税証明書）」は、専業主婦等の場合でも、保護者全員分提出しなければいけないのか。

→保護者全員分の証明書の提出を求めています。

○ご不明な点があれば事務室までご連絡をお願いいたします。